

第1章

川越市児童館改修整備 基本構想の策定に向けて

1. 策定の背景と役割
2. 我が国の社会情勢
3. こども・若者・子育て世帯を取り巻く環境の変化
4. 国が推進するこども・子育て施策の取組
5. 児童館とこどもの居場所づくりの関係性
6. 全国の児童館の動向

第1章 川越市児童館改修整備基本構想の策定に向けて

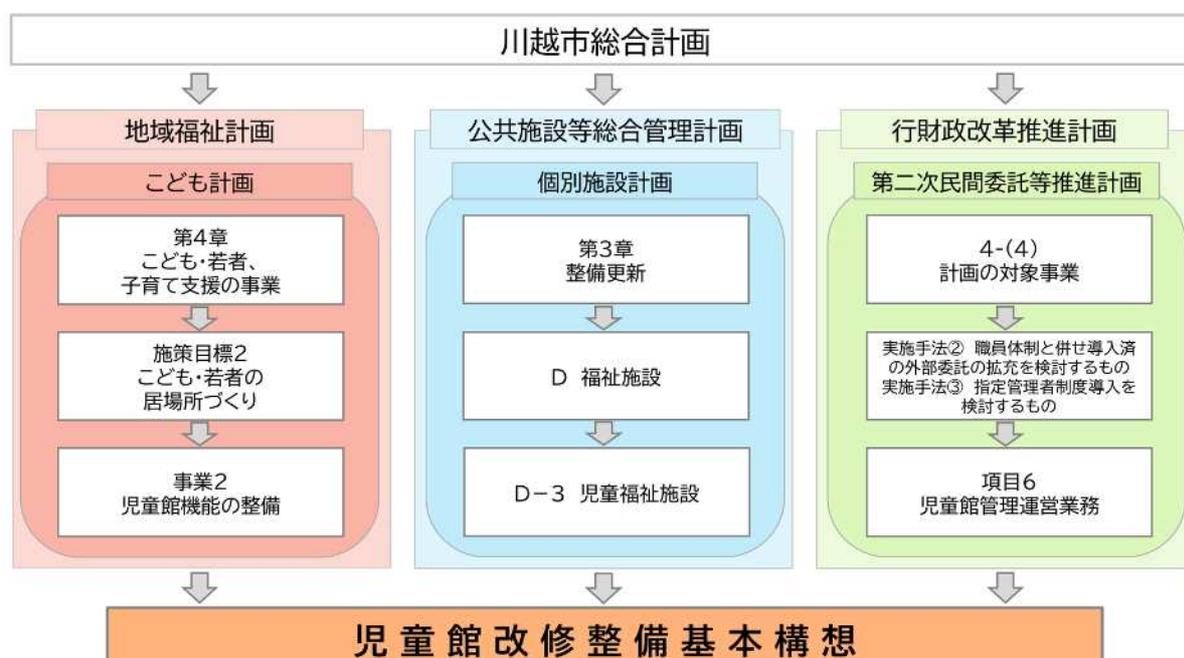
1. 策定の背景と役割

近年、地域のつながりの希薄化、核家族化や少子化の進行、デジタル化の進展など、こどもを取り巻く環境の変化が顕著になってきています。また、こどもが抱える課題は複雑化しており、人々の価値観の多様化も進んでいます。このような状況において、こどもが安心して過ごせる「居場所づくり」の重要性がますます高まっています。

我が国においては、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を社会の真ん中に据えて総合的に推進していくため、令和5年4月、「こども基本法」が施行され、こども家庭庁が設置されました。また、同年12月には「こども大綱」及び「こどもの居場所づくりに関する指針」が閣議決定され、こどもの居場所づくりの重要性や方向性が示されました。これらを踏まえ、児童館ガイドラインが令和6年12月に改正され、令和7年4月1日から運用を開始しました。

本基本構想は、児童館のあり方やその役割に基づく整備方針を整理し、こども基本法に基づく市町村こども計画である「川越市こども計画」などとの整合性を図るとともに、国の動向や市のこどもの居場所を取り巻く状況などを踏まえながら、今後の児童館の目指すべき姿を改めて見直し、具体的な取組の方向性を示すものとして策定します。

【図表1 本基本構想に係る関連計画との関係性】



2. 我が国の社会情勢

我が国では、多様な価値観・ライフスタイルの浸透により、若い世代の未婚化や晩婚化が進むとともに、子育て・教育にかかる環境や経済的負担など、様々な要因が複雑に絡み合い、急速な少子化が進み続けている状況にあります。政府は、2030年を分水嶺と捉え、少子化傾向を反転するラストチャンスとして、令和5年からこども・子育て政策の強化を掲げ、様々な施策を実施しています。

3. こども・若者・子育て世帯を取り巻く環境の変化

子育て世帯の核家族化、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加などにより、こども・若者・子育て世帯を取り巻く環境は大きく変化しています。

こどもや若者においては、自宅や学校に自分の居場所を持つことが難しくなっており、それに加え、ヤングケアラーの顕在化、不登校の児童・生徒の増加、経済的に困難な状況にある世帯におけるこどもたちへの貧困の連鎖などの社会課題が複雑化してきています。子育て世帯においても、子育てに対する不安や孤立感、依然として家事・育児の負担が女性に偏っている社会状況、仕事と子育てを両立できる環境が十分に整っていないなど、解決すべき課題が多く残されています。

4. 国が推進するこども・子育て施策の取組

先述のような状況において、こどもが安心して過ごせる「居場所づくり」の重要性がますます高まっています。我が国においては、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を社会の真ん中に据えて総合的に推進していくため、令和5年4月には、「こども基本法」が施行され、こどもを権利の主体として認識し、その意見を尊重することが基本理念として掲げられるとともに、こども家庭庁が設置されました。

また、同年12月には「こども大綱」及び「こどもの居場所づくりに関する指針」が閣議決定され、こどもの声を聴き、こどもの視点に立ちつつ、官民が連携・協働して、こどもの居場所を作っていくことの重要性や方向性が示されました。

5. 児童館とこどもの居場所づくりの関係性

児童館は、児童福祉法第7条にて、「この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。」、及び同法第40条にて、「児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。」と定義されています。

また、先述のこども・子育て施策の理念に基づき、令和6年12月3日付で「児童館ガイドラ

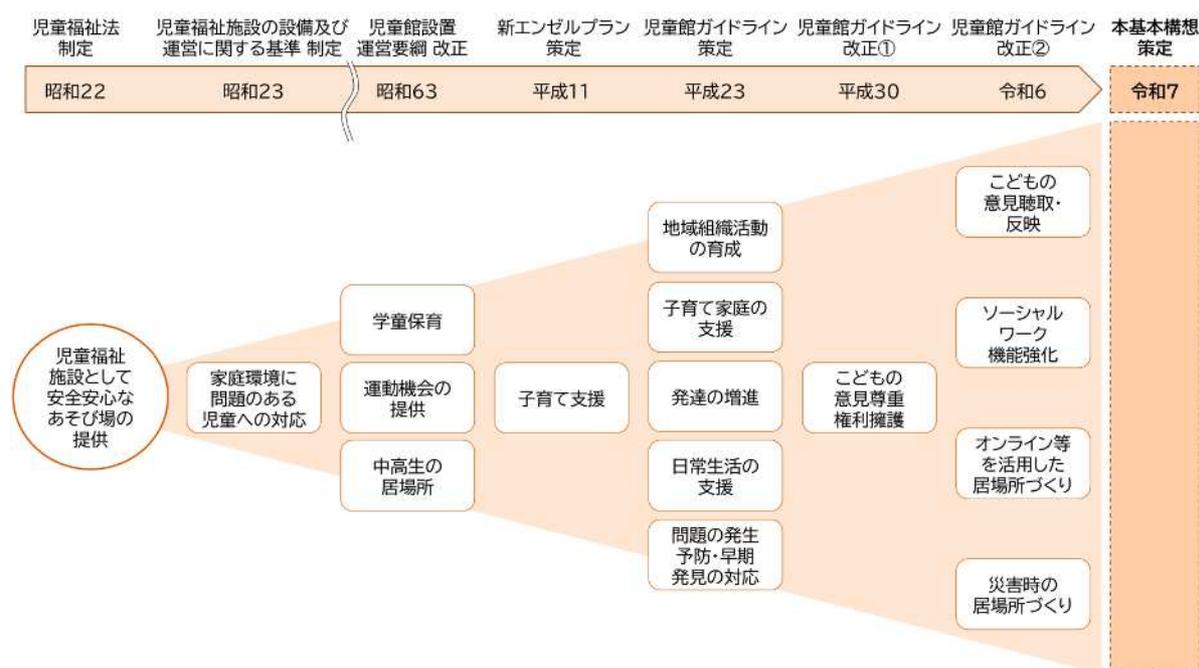
イン」が改正され、令和 7 年 4 月 1 日付けで運用が開始されました。この新たな指針では、児童館が「こどもの居場所づくりのコーディネーター」の役割を果たし、地域のこどもの居場所づくりを支援しつつ、児童館自体も多様なニーズに対応できる居場所として提供されることが期待されていると明示されています。

さらに、中・高校生世代の児童館利用については、開館時間などにおいて中・高校生世代が利用可能な環境づくりに努めるよう明記されており、「18 歳未満のすべての子ども」が利用できる施設であることが、児童館に求められています。

あわせて、同ガイドラインでは、児童館の施設特性として、以下の 3 点が明示されています。

- 拠点性: 地域におけるこどものための拠点であり、こどもが自らの意思で自由に利用できる居場所であること。
- 多機能性: こどもが抱えるあらゆる課題に直接関わり、必要に応じて関係機関への橋渡しを行うことができる、福祉的な課題に対応する機能を持つこと。
- 地域性: 地域の住民や関係機関と連携し、こどもの健全育成の環境づくりを地域全体で進めることができること。

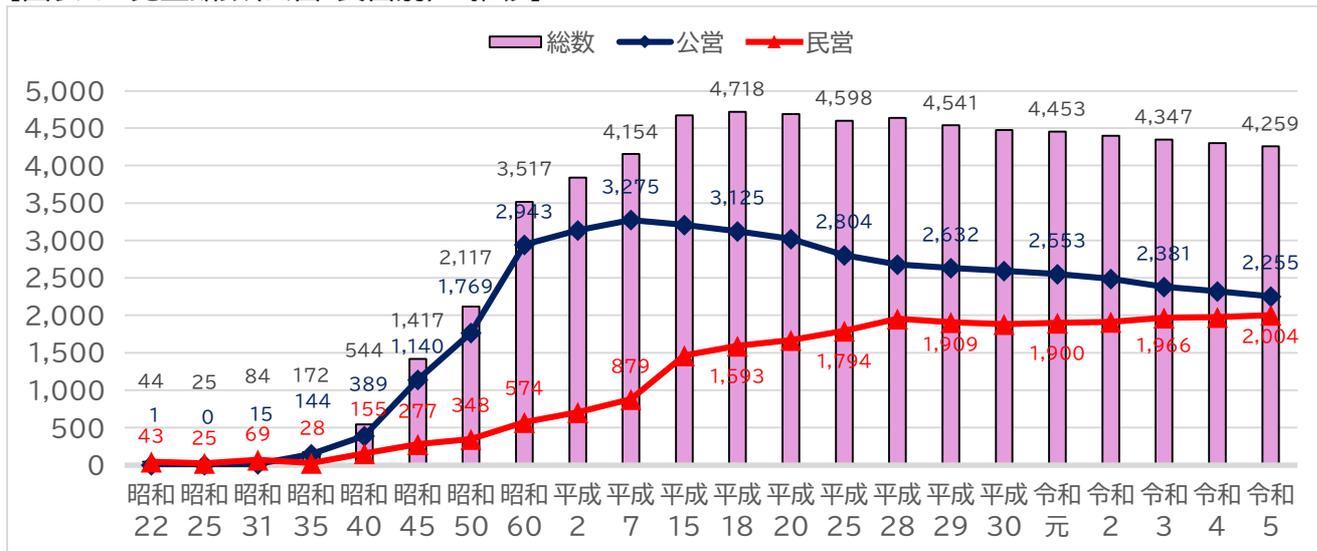
【図表 2 児童館の役割・機能と関連政策の変遷】



6. 全国の児童館の動向

児童館は、高度経済成長に伴う子育て環境の変化などに伴い、昭和 40 年代から昭和 59 年代にかけて急激に増加しました。その後、平成 18 年をピークに施設数としては減少傾向にあり、令和 5 年時点で 4,259 館となっています。一方で、公営・民営別では、公営が平成 7 年をピークに減少に転じているものの、民営は最近でも徐々に増加している傾向にあります。

【図表 3 児童館数(公営・民営別)の推移】



出典:こども家庭庁ホームページ「児童館について」より作成

埼玉県内の人口 20 万人以上の自治体及び隣接自治体の児童館の運営状況は下記のとおりで、児童館 58 館のうち、公設公営の児童館は 14 館(24.1%)、民間への委託を実施している児童館は 44 館(75.9%)という状況です。

【図表 4 近隣自治体の運営委託状況】

自治体名	条件	館数	公営	民営
さいたま市	20 万人以上	18	0	18
所沢市	20 万人以上	8	0	8
草加市	20 万人以上	4	4	0
川口市	20 万人以上	4	0	4
春日部市	20 万人以上	3	0	3
越谷市	20 万人以上	2	2	0
上尾市	20 万人以上	2	0	2
坂戸市	隣接	4	4	0
鶴ヶ島市	隣接	4	1	3
狭山市	隣接	4	0	4
三芳町	隣接	3	3	0
ふじみ野市	隣接	2	0	2
日高市	隣接	0	-	-
川島町	隣接	0	-	-
合計		58	14	44

第2章

川越市児童館の 基本情報整理

1. 設置目的、政策目標
2. 施設概要
3. 児童館の利用状況
4. 近隣関連施設の整理
5. 児童館とこどもの居場所づくりの関係性
6. 本市児童館を取り巻く社会的動向

第 2 章 川越市児童館の基本情報整理

1. 設置目的、政策目標

(1)設置目的及び事業

本市児童館の設置目的は、「川越市児童館条例」第 1 条において、「児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにするため」と明記されています。同条例第 3 条では、これを実現するために、児童館が行う事業として、以下の 3 点が定められています。

- 個別的及び集団的な指導を通じ、児童の健康の増進と情操のかん養に関すること。
- 児童に関係する団体の育成に関すること。
- その他児童の健全な育成に必要な事業に関すること。

(2)政策目標

本市では、こども基本法に基づき、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指す、「川越市こども計画」を令和 7 年 3 月に策定しました。本計画では、令和 7 年度から令和 11 年度までを計画期間と決めました。児童館に関する計画の内容は以下のとおりです。

●基本理念

『全てのこども・若者が自分らしく輝き健やかに成長し、地域全体で子育てできるまち川越』

この理念には「誰一人取り残さず、全てのこども・若者の権利を保障し、一人ひとりの最善の利益を第一に考える。そして、子育て当事者のほか、地域全体が一丸となって子育てを後押ししていく。」という新たに動き出す計画に対する本市の強い想い・決意が込められています。

●児童館の位置づけ

基本目標 5「地域と社会でこども・若者、子育てを支える環境づくり」

施策目標 2「こども・若者の居場所づくり」

主な事業 2「児童館機能の整備」

●内容

各児童館の特性を生かし、地域の高齢者と連携した異世代間交流や、外国籍市民との交流を深め、国際理解を促進する等、豊かな感性・情操を育む児童館事業を推進します。

また、児童センターこどもの城について、老朽化した施設・設備を改修するとともに、利用者ニーズによる屋内プレイエリアや、屋外広場の改修などを行い、若者も含めたこどもの居場所の機能としての役割に加え、誰もが利用しやすい快適な空間の創出を図ります。

2. 施設概要

施設カルテなどによる、各児童館施設の概要(敷地面積、延床面積、建築時期、修繕履歴、主な設備など)は以下のとおりです。

【図表 5 児童センターこどもの城の施設概要】

種別	内容
施設名	児童センターこどもの城
外観	
所在地	川越市石原町 1 丁目 41-2
敷地面積	3,567 m ² うち建物敷地 : 1,959 m ² 広場・駐車場: 1,608 m ²
延床面積	1,148.1 m ²
構造	RC(鉄筋コンクリート)造 地上 2 階建
建築時期	昭和 57 年度
修繕履歴	平成 23 年度 屋上防水・外壁改修工事等 平成 26 年度 空調設備改修工事
主な設備	・ホール、遊戯室、相談室、クラブ室、プレイルーム、 創作室、集会室、図書室、視聴覚室、屋外広場、プラネタリウム等 ・駐車場 14 台 ・駐輪場 80 台
運営体制	・直営(市職員+委託) 市職員: 館長(川越駅東口児童館と兼任) 委託 : 川越市施設管理公社
アクセス	・東武バス月吉町経由神明町車庫行「児童センター」降車 ・シャトルバス 20 系統「児童センター」降車 ・東武東上線 川越市駅降車徒歩 20 分

【図表 6 川越駅東口児童館の施設概要】

種別	内容
施設名	川越駅東口児童館
外観	
所在地	川越市菅原町 23 番 10 クラッセ川越 4 階
敷地面積	770 m ² (クラッセ川越)
延床面積	388.11 m ²
構造	SRC(鉄骨鉄筋コンクリート)造 地上 6 階地下 1 階建
建築時期	平成 13 年度
修繕履歴	令和 3 年度 クラッセ川越冷暖房設備等改修工事
主な設備	<ul style="list-style-type: none"> ・遊戯室、集会室、図書室、ホール等 ・駐車場なし(クラッセ川越内) ・駐輪場 70 台(クラッセ川越内)
複合施設	<ul style="list-style-type: none"> ・川越駅東口図書館 ・川越駅東口老人憩いの家 ・国際交流センター ・川越駅東口多目的ホール
運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・直営(市職員+委託) 市職員:館長(児童センターこどもの城と兼任) 委託 :川越市施設管理公社
アクセス	・JR 川越線・東武東上線 川越駅降車徒歩 3 分

【図表 7 高階児童館の施設概要】

種別	内容
施設名	高階児童館
外観	
所在地	川越市大字藤間 27 番地 1 高階市民センター1 階
敷地面積	8,417 m ² (高階市民センター)
延床面積	349.77 m ²
構造	RC(鉄筋コンクリート)造 地上 2 階建
建築時期	平成 19 年度
修繕履歴	-
主な設備	<ul style="list-style-type: none"> ・遊戯室、ホール等 ・駐車場 66 台(高階市民センター内) ・駐輪場 115 台(高階市民センター内)
複合施設	<ul style="list-style-type: none"> ・高階市民センター ・高階公民館 ・高階図書館
運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・直営(市職員のみ) 市職員:館長、保育士、会計年度任用職員
アクセス	<ul style="list-style-type: none"> ・東武東上線 新河岸駅より徒歩 10 分 ・シャトルバス 30・31・33 系統「高階市民センター」下車

3. 児童館の利用状況

各施設の過去 7 年間の利用状況は以下のとおりです。

児童館の年間総利用者数は、令和元年度から令和 5 年度までは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて休館や利用者制限などにより、大きく落ち込みました。令和 6 年度時点で、回復傾向にはあるものの、コロナ禍前の水準に戻っていません。

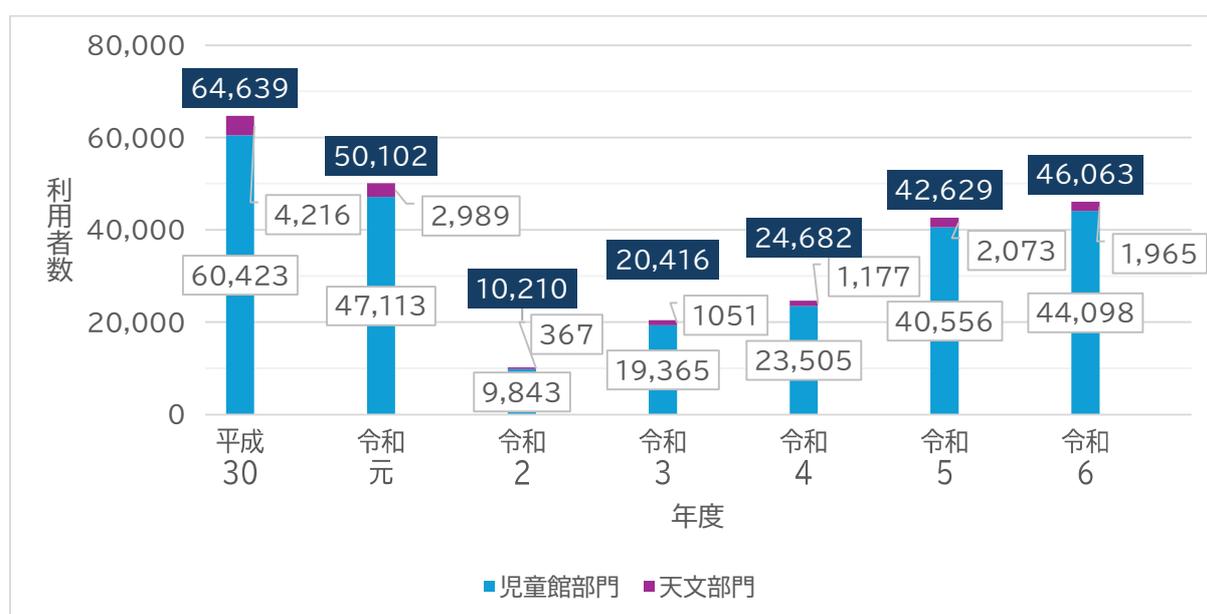
以下、児童館の利用区分における各単語の定義は、次のとおりです。

- 個人任意 : 児童館を個人で利用した方のこと。
- 集団指導 : 児童館の各事業に参加した方のこと。
- 団体 : 児童館を団体に利用した方のこと。

【図表 8 児童センターこどもの城利用状況】

児童センターこどもの城								
		児童館部門				天文部門		
年度	利用者 総数	計	個人 任意	集団 指導	団体	計	プラネタ リウム	天体 観測室
平成 30	64,639	60,423	40,722	19,259	442	4,216	3,981	235
令和元	50,102	47,113	33,077	13,606	430	2,989	2,761	228
令和 2	10,210	9,843	6,580	3,252	11	367	349	18
令和 3	20,416	19,365	12,520	6,758	87	1,051	981	70
令和 4	24,682	23,505	14,650	8,855	0	1,177	1,117	60
令和 5	42,629	40,556	28,371	12,129	56	2,073	2,058	15
令和 6	46,063	44,098	32,491	11,590	17	1,965	1,965	0

(単位:人) 「平成 30 年度～令和 6 年度 主要な施策の成果に関する説明書」より

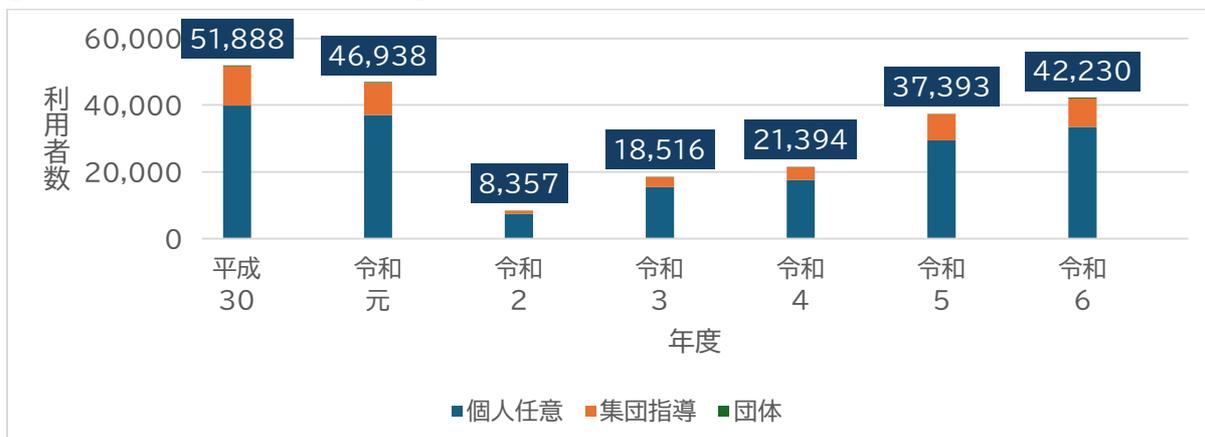


【図表 9 川越駅東口児童館利用状況】



(単位:人) 「平成 30 年度～令和 6 年度 主要な施策の成果に関する説明書」より

【図表 10 高階児童館利用状況】



(単位:人) 「平成 30 年度～令和 6 年度 主要な施策の成果に関する説明書」より

対象別の入館者数の内訳を見ると、各児童館において、主な利用者層は、乳幼児やその同伴の保護者、小学生が多い状況です。一方で、中学生以上の利用は極端に減少しています。また、高階児童館においては、乳幼児やその同伴の保護者の人数が比較的多い状況です。

【図表 11 令和 6 年度対象別入館者数(個人任意)の状況】

施設名	乳幼児	小学生	中学生	17 歳迄	保護者	合計
こどもの城	7,700	13,982	2,442	89	8,278	32,491
川越駅東口	6,633	6,655	913	35	6,476	20,712
高階児童館	13,077	6,974	762	9	12,593	33,415
対象別合計	27,410	27,611	4,117	133	27,347	86,618

(単位:人) 「平成 30 年度～令和 6 年度 主要な施策の成果に関する説明書」より

4. 近隣関連施設の整理

(1) 施設毎の立地状況

本市の各児童館の半径 1 キロメートル(徒歩 15 分程度の距離)圏内と、半径 2 キロメートル(自転車 10 分程度の距離)圏内に立地している関連施設数をまとめると、以下のようになります。(各施設の名称は、資料編に記載しています。)

児童センターこどもの城は、半径 1・2 キロメートル圏内共に、高等学校・中学校・小学校・公立保育所・幼稚園が多く立地しています。特に、半径 1 キロメートル圏内の小学校の数は 3 児童館の中で一番多くなっています。また、半径 1 キロメートル圏内の学校施設は、私立の学校が半数近くを占めているという特徴があります。

川越駅東口児童館は、半径 1・2 キロメートル圏内共に、3 館の中で一番多くの関連施設が立地しており、市立・県立・私立の学校や保育施設が数多く存在します。特に、公立保育所・幼稚園・民間保育施設といった、低年齢のこどもが利用する関連施設が近隣に多く立地しているという特徴があります。

高階児童館は、他 2 館と比較すると、近隣施設数の数は少なくなっておりますが、半径 1 キロメートル圏内において公民館・市民センターが多く立地しているという特徴があります。

【図表 12 各児童館の半径 1・2 キロメートル圏内に立地している関連施設数】

施設種別	児童センターこどもの城		川越駅東口児童館		高階児童館	
	1km 圏内	2km 圏内	1km 圏内	2km 圏内	1km 圏内	2km 圏内
高等学校	3(2)	3(0)	3(0)	4(2)	0(0)	1(0)
中学校	1(1)	5(0)	2(0)	4(0)	1(0)	4(0)
小学校	5(1)	3(0)	2(0)	6(0)	2(0)	5(0)
特別支援学校	0	1	0	1	0	0
学童保育室	4	4	4	6	2	5
公立保育所	1	3	2	3	2	2
幼稚園	4	3	2	7	4	1
民間保育施設	9	17	12	18	8	7
子育て支援教育相談施設	0	3	1	1	0	0
公民館 市民センター	1	4	1	2	3	0
合計	28	46	29	52	22	25

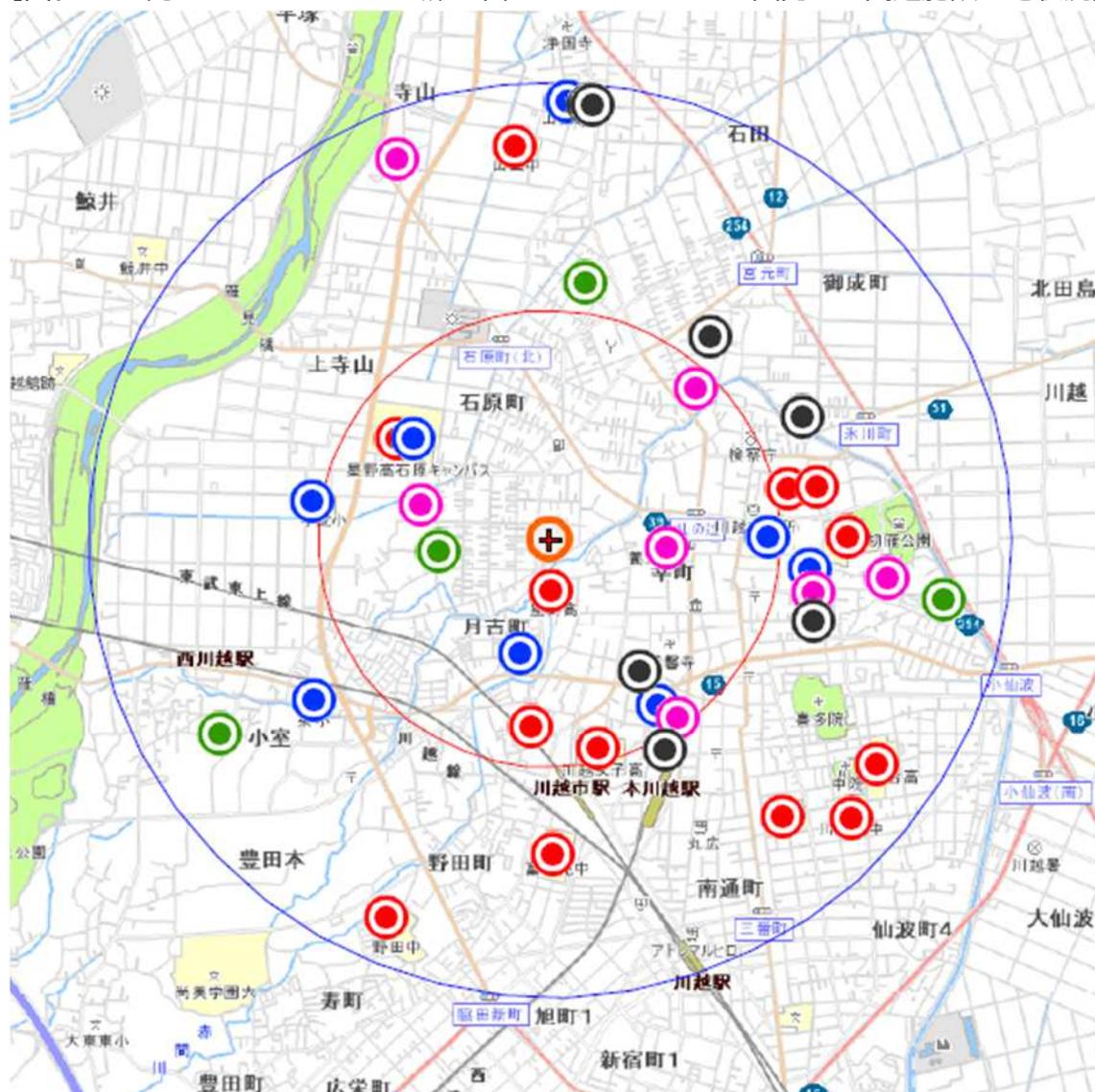
※()内は私立学校の施設数。

※「学童保育室」は、学童保育室、放課後児童クラブの合計。

※「民間保育施設」は、民間保育所、小規模保育事業 A 型、事業所内保育事業、幼保連携型認定こども園、病児・病後児保育、小規模保育事業 B 型、ファミリー・サポート・センターの合計。

児童センターこどもの城の半径1.2キロメートル圏内での、主な関連施設の立地状況は以下のとおりです。

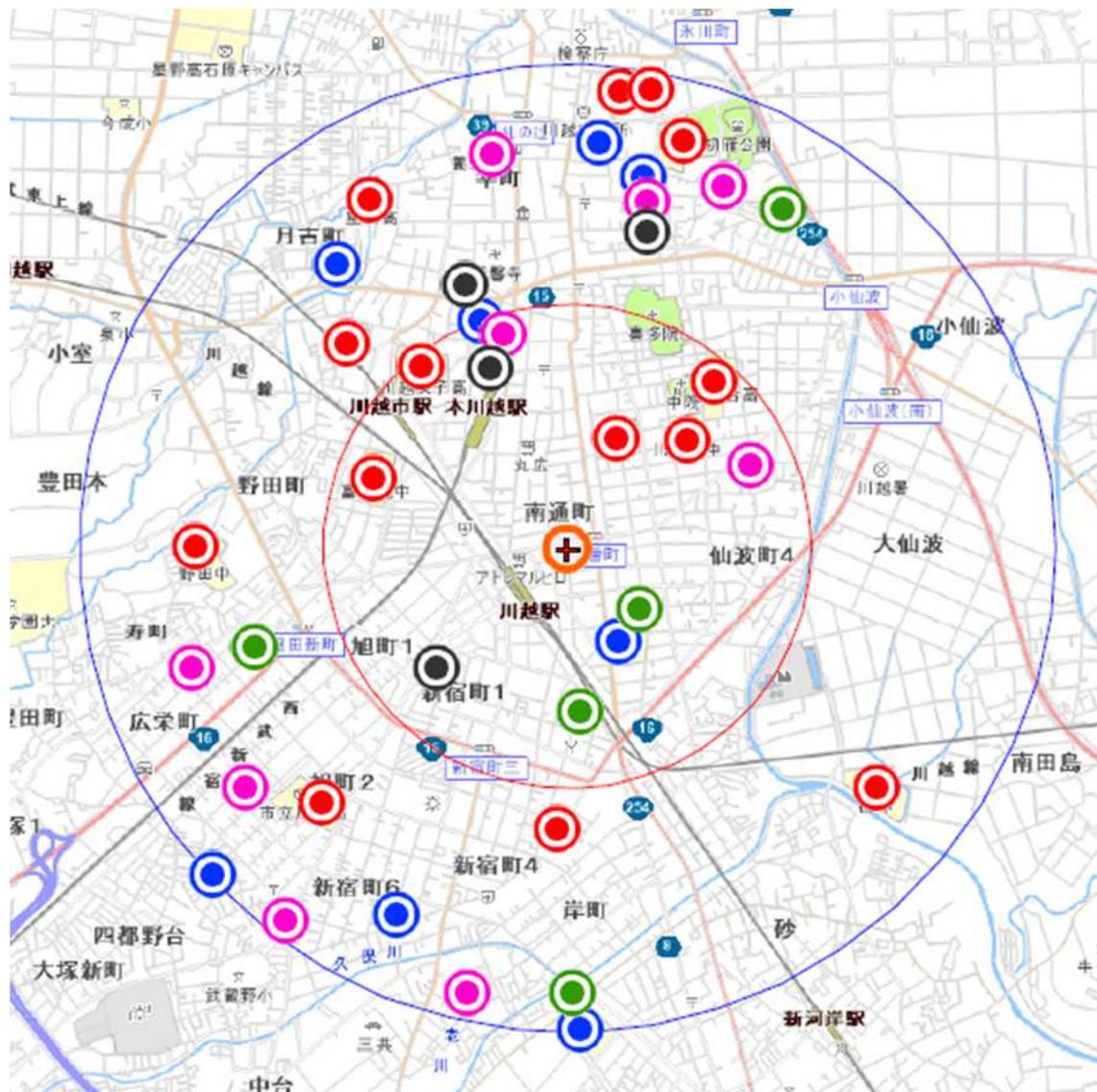
【図表 13 児童センターこどもの城の半径1.2キロメートル圏内での関連施設立地状況】



- (橙):児童センターこどもの城
- (赤):高等学校・中学校・特別支援学校
- (青):小学校
- (緑):公立保育所
- (桃):幼稚園
- (黒):子育て支援・教育相談施設、公民館・市民センター

川越駅東口児童館の半径1.2キロメートル圏内での、主な関連施設の立地状況は以下のとおりです。

【図表 14 川越駅東口児童館の半径1.2キロメートル圏内での関連施設立地状況】



- (橙):川越駅東口児童館
- (赤):高等学校・中学校・特別支援学校
- (青):小学校
- (緑):公立保育所
- (桃):幼稚園
- (黒):子育て支援・教育相談施設、公民館・市民センター

高階児童館の半径1.2キロメートル圏内での、主な関連施設の立地状況は以下のとおりです。

【図表 15 高階児童館の半径1.2キロメートル圏内での関連施設立地状況】



- (橙): 高階児童館
- (赤): 高等学校・中学校・特別支援学校
- (青): 小学校
- (緑): 公立保育所
- (桃): 幼稚園
- (黒): 子育て支援・教育相談施設、公民館・市民センター

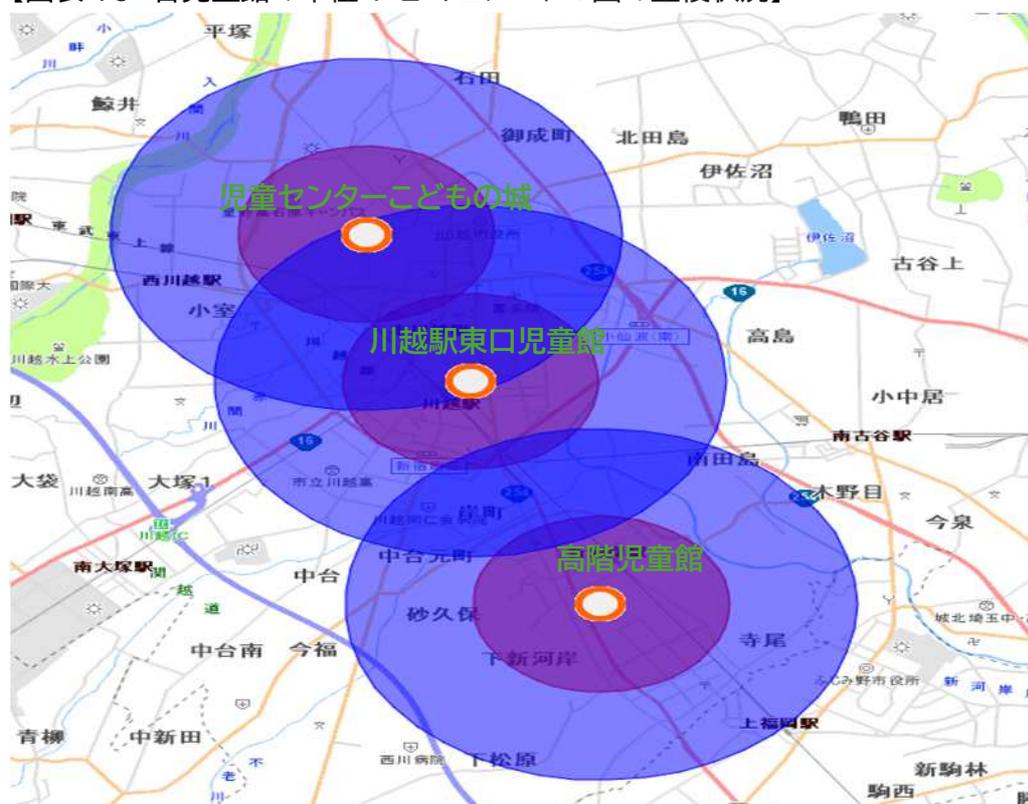
(2)近隣関連施設の重複状況

各児童館の半径1・2キロメートル圏はそれぞれ重複している範囲があります。各児童館の利用圏の重複状況と、重複している範囲内にある関連施設数は以下のとおりです。

高階児童館は、他児童館の1キロメートル・2キロメートル圏内と重複している範囲が比較的小さく、1キロメートル・2キロメートル圏内の関連施設のうち、約4分の3の施設は重複していない地域に立地しており、他2館と比較して独立した利用圏を有しているといえます。

一方で、川越駅東口児童館は、児童センターこどもの城・高階児童館それぞれと1キロメートル・2キロメートル圏内が重複しているため、近隣関連施設の約4分の3が重複した範囲内に立地しています。特に、児童センターこどもの城との距離は約1.8キロメートルのため、それぞれの1キロメートル・2キロメートル圏内で重複している範囲が大きく、2館の重複した範囲内に立地している施設数は50施設となっています。

【図表 16 各児童館の半径1・2キロメートル圏の重複状況】



【図表 17 各児童館の半径1・2キロメートル圏で重複している範囲内の関連施設数】

	児童センター こどもの城	川越駅東口 児童館	高階 児童館	重複施設 合計	関連施設数 合計	重複率
児童センター こどもの城		50	0	50	74	67.6%
川越駅東口 児童館	50		12	62	81	76.5%
高階 児童館	0	12		12	47	25.5%

(3)近隣関連施設から見る各児童館の利用傾向

上記の特徴から、各児童館の利用傾向は、以下のように分析できます。

【図表 18 各児童館の立地に関する現状と利用傾向分析】

施設名	現状	利用傾向分析
児童センター こどもの城	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣に公立・私立合わせて多くの学校や保育施設が存在している。 ・川越駅東口児童館と利用圏が重複しており、範囲も大きい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・川越駅東口児童館と利用圏が重複している範囲が大きいことから、施設機能を比較して広く遊べる空間を求める児童やより近隣に居住する児童が利用している。 ・比較的、交通の利便性が低いため、現状設備では広範囲からの日常的な利用を見込むことは難しい。
川越駅東口 児童館	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣に公立・私立合わせて多くの学校や保育施設が存在している。 ・他 2 館(特に児童センターこどもの城)と利用圏が重複している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・川越駅や本川越駅から近く、交通の利便性が高いため、近隣の地域だけでなく、市内各所から利用者が集まりやすい。
高階児童館	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣の関連施設数は他 2 館と比較すると少ない。 ・川越駅東口児童館と利用圏が重複しているが、範囲は小さい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・他 2 館とは、独立した利用圏を有しているため、交通の利便性と合わせて、高階地区をはじめとする市南部地域のこどもが利用しやすい。 ・近隣に公民館や市民センターが立地しているため、こども単体だけでなく、親子三世代で利用しやすい。

上記の利用傾向分析を踏まえて、児童センターこどもの城は、近隣に多くの施設が所在しているものの、川越駅東口児童館との重複範囲が多く、各施設における交通の利便性や規模を踏まえた役割分担が必要と考えられます。

また、市内における児童館の配置には偏りがあることから、施設規模が一番大きく拠点性の高い施設である児童センターこどもの城については、各児童館の利用圏から離れている、西部地域(名細地区・川鶴地区・霞ヶ関北地区・霞ヶ関地区・大東地区)と東部地域(芳野地区・古谷地区・南古谷地区)を含めた、市内全域のこどもたちの居場所となるような取組も検討する必要があると考えられます。

5. 本市児童館を取り巻く社会的動向

「川越市こども計画」から読み取れる、本市のこどもに関する社会的動向のポイントは、以下のとおりです。

- 0～17歳までの児童人口は減少傾向。

川越市の総人口は令和2年(2020年)以降、微減傾向にあります。「川越市こども計画」内の人口構成データを見ると、年少人口(0～14歳)は減少し、高齢者人口(65歳以上)は増加しており、少子高齢化が進行している状況です。特に、児童館の主要な利用者である0歳から17歳までの児童人口は、令和6年(2024年)の50,346人から、令和11年(2029年)には46,128人まで減少する見込みです。

- こどもの居る世帯の減少。

世帯状況を見ると、一世帯あたりの人数は減少傾向にあり(令和2年時点で2.27人)、核家族世帯(夫婦とこどもの世帯)の割合が平成7年と比較して約4割減少する一方、単身世帯の割合は約5割増加しており、こどものいる世帯の割合は減少しています。

- フルタイムで働く母親の増加。就労希望の母親の増加。

令和5年度時点の就学前児童保護者を対象にしたアンケートにて、フルタイムで就労している母親の割合が40.2%に達し、10年前と比較して16.7ポイント増加しています。また、現在非就労の母親も77.6%が就労を希望しているという結果です。

- 育児ニーズの多様化

市で実施している子育て支援事業の利用希望についての回答では、「保育所等における一時預かり事業」の利用希望が60.8%、「時間外保育事業(延長保育事業)」の利用希望が60.1%と、高い潜在的需要が示されています。

- こどもをみてもらえる協力者の減少

祖父母等の親族や知人にこどもをみてもらえる家庭は減少傾向にあり、就学前児童保護者では、16.4%が「いずれもない」と回答しており、10年前と比較して5.2ポイント増加しています。また、放課後児童クラブ利用保護者では、「いずれもない」と回答した人が32.8%と、全体の3分の1を占める結果となっています。

これらのデータから、市内の子育て家庭においては、多様な育児支援ニーズに応えることができる、地域や行政による育児支援サービスを求める声が多くなっていることがわかり、今後の児童館がこどもの遊び場としてだけでなく、子育て家庭の孤立を防ぎ、多様な保育ニーズに応えることができるような児童福祉施設としての役割も果たしていく必要があると考えられます。

また、「川越市こども計画」策定にあたり実施された「こども・若者の意識と生活に関する調査」では、以下の若年層の潜在的な社会的課題が顕わになっています。

- 学校や家庭が安心できる居場所とは感じることができない中・高校生の存在

中学 2 年生の 26.5%、16 歳から 17 歳の 26.4%が「学校がほっとできる居場所とは思わない・どちらかといえば、そう思わない」、また中学 2 年生の 6.5%、16 歳から 17 歳の 3.6%が「自分の家がほっとできる居場所とは思わない・どちらかといえば、そう思わない」と回答しています。

- ひきこもり・不登校の長期化

外出頻度が少なくなってきたからの期間が「6 か月以上」と回答したこども・若者の割合は、小学 5 年生で 59.6%、中学 2 年生で 73.9%、16 歳から 17 歳で 66.6%と長期化の傾向がみられます。この主な理由として、中学 2 年生で 20.0%、16 歳から 17 歳では 25.0%が「学校(や職場)にうまくなじめなかったこと」が挙がっています。

- 潜在的なヤングケアラーの存在

中学 2 年生の 7.9%、16 歳から 17 歳の 5.7%が「毎日 1 時間以上の家事」を、また中学 2 年生の 2.0%、16 歳から 17 歳の 3.2%が「毎日 1 時間以上の家族の看病や世話」を行っているとの回答がありました。

上記の課題は、学校や家庭といった従来のこどもの居場所では対処が困難な問題であり、今後の本市の児童館は、これらの潜在的な課題に応えるべく、遊びや交流の場に加え、学習支援、相談機能などを備えた、多機能なこどもの居場所となっていくことが求められていると考えられます。

第3章

川越市児童館の現状把握

1. 各児童館の利用者の状況・環境と施設特性
2. 本市児童館の現況調査結果
3. 運営担当者・利用者・保護者・利用対象者の意見

